

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども・子育て支援法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上関町は、子ども・子育て支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上関町長

## 公表日

令和4年4月15日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、保育園の入園等に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①就学前児童に係る入所申込等の受理</li><li>②申込等に係る書類審査及び入所選考</li><li>③入所決定及び保育料決定</li><li>④保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付</li><li>⑤口座振替等による保育料の徴収、滞納管理</li><li>⑥保留、待機児童の管理</li></ul> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

子育て支援情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94項 平成26年内閣府・総務省令第5号第8条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】116項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】59条	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

## 6. 他の評価実施機関

請求先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地 0820-62-0311
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島448番地 0820-62-0311
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人未満(任意実施) ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か			<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ○ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発			<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

变更箇所